

# 海南省立黒江小学校いじめ防止基本方針 《概要》

平成29年9月改定

## 1 学校いじめ防止基本方針の意義

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、人間の尊厳を侵害する許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのため、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、いじめがあるとと思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの定義

児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、「けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生しているため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する（H29 改定）」とされたことに留意する。

## 3 いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為でも、何度も繰り返されたり、多くの者から行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

## 4 いじめの防止等の学校の取組

### (1) 学校対策組織

- ・ 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、人権教育担当、養護教諭、学年主任、学級担当、内科学校医、スクールカウンセラー等

### (2) 未然防止

- ・ 道徳教育及び体験活動等の充実
- ・ 児童会活動、学級活動等の活性化
- ・ 授業づくりの改善と工夫 等

### (3) 早期発見・早期解決

- ・ 定期的ないじめアンケート等の実施（6月、11月、2月）
- ・ 日常の個人ノートや生活ノート、日記等の活用
- ・ 調査等による事実確認、関係者の安全確保、加害児童への指導等
- ・ 教育相談体制の充実、関係機関との連携 等

### (4) 教職員の資質能力の向上

### (5) 家庭・地域との連携

### (6) 「いじめの解消」についての判断

### (7) 継続的な指導・支援

### (8) 取組内容の点検・評価